

# 2016長崎県健康関連サービス創出フェア

## 出 展 規 約

コミュニティ・ケア・クリエーション研究会

### 1. 規約の履行

出展申込者及び出展者（以降、「出展者」とする）は本規約に定める規定を遵守することとする。出展者がこれらを遵守せずに違反した場合、又は違反していることが判明した場合は、主催者は出展申込の拒否、出展の取消し又は展示スペース・小間、展示・装飾物の撤去・変更等を無条件に命じることが出来るものとする。

その際、主催者の判断根拠等は一切開示致しないものとし、出展者から支払われた費用も返還しない。また、出展の取消しや小間・展示物・装飾物の撤去・変更等によって生じた出展者及び関係者の損害も補償しないものとする。

### 2. 出展資格

2.1. 出展者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- ① コミュニティ・ケア・クリエーション研究会の会員資格を有するか、入会予定であることが認められる者。
- ② 長崎県の「介護周辺・健康サービス関連ビジネスを立ち上げる部会」に参加したことがある者。
- ③ 「長崎県医療福祉ニーズ発ものづくり促進事業」の推薦を受けた者。

2.2. 出展者は「2016長崎県健康関連サービス創出フェア」(以下、フェア)の主旨に合致する法人及び個人とする。主催者は出展者の審査を行い、「出展申込書」記載事項の記入漏れや不備等の有無のほか、出展内容がフェアの趣旨に沿うものであるか、出展者がフェアの趣旨及び本規約の規定を満たすか否かを判断し、出展の可否を決定する。

2.3. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（反社会的勢力等）は出展出来ない。

### 3. 書類の提出

- 3.1. 「出展申込書」を主催者が受領した時点で正式な申込とし、本規約に同意したものとす。その際、主催者は出展者に対して「出展申込書」とは別に、出展者の会社案内や教室・店舗が紹介された印刷物・写真・ホームページ情報及び財務諸表等の提出を求めることができ、その提出の求めに応じない場合、主催者は出展申込を取消すことができるものとする。
- 3.2. 出展者は、出展申込後に主催者から提出を求められたすべての書類を指定期日までに届け出なければならない。期日に遅れた場合は、主催者が出展申込事項を履行するか否かを決定することができるものとする。

### 4. 出展料の支払い及び出展キャンセル・取消し

- 4.1. 出展者は、主催者から発送される請求書に従い、期日までに指定金融機関口座へ出展料を支払わなければならない。なお、振込手数料は出展者の負担とする。  
また、期日までに出展者から出展料の支払いがない場合、主催者は出展申込を取消すことができるものとする。
- 4.2. 出展申込後、出展者が出展のすべて又は一部の取消し・解約をする場合、出展者は書面にて主催者に届け出た上、規定のキャンセル料を主催者に支払わなければならない。
- 4.3. キャンセル料
  - ・ 「出展申込書」受領日から2016年10月31日（月）まで／請求金額の50%
  - ・ 2016年11月1日（火）以降／請求金額の100%

### 5. 展示スペース・小間の割当

- 5.1. 展示スペース・小間配置の全体レイアウトは、主催者にて決定するものとする。
- 5.2. 主催者が認めた場合を除き、出展者は展示スペース・小間の全部又は一部を他者に対して譲渡・交換・貸与等することは出来ないこととする。
- 5.3. 出展キャンセル等があった場合、主催者は説明会で発表した展示スペース・小間配置の全体レイアウトを変更することができるものとする。

### 6. 展示に関する制約

- 6.1. 「出展申込書」に記載された法人及び個人の製品・サービス等が展示対象となり「出展申込書」に記載のない関連・関係会社及びグループ・提携関係にある法人及

び個人の、製品・サービス・ロゴマーク等は、自者小間内で名称等を原則として掲出出来ない。

- 6.2. 知的財産権を侵害する模倣品等を展示・販売することは出来ない。
- 6.3. 装飾・展示物等の搬入・搬出及び展示方法等は、開催前日、主催者の担当者の指示に従うものとし、出展者はこれを遵守しなければならない。
- 6.4. 出展者は強い光、熱、臭気、大音響を放つ実演等、他者の迷惑となる行為、又は近隣の展示を妨害する行為をしてはならない。又、出展者が他の出展者・来場者等に対して、強引なセールス、勧誘、誹謗中傷及び営業妨害等の行為をすることも禁止すものとする。万が一、迷惑行為等があったと主催者が判断した場合は、その中止、変更及び禁止をいつでも命じることが出来るものとし、出展者はそれに従わなければならない。
- 6.5. 飲食物の販売・提供は、会場ロビー区に限定し、講演会場となるホールでの飲食は出来ないものとする。
- 6.6. 出展者は展示会場に適用されるすべての防火及び安全に関する法条例等を遵守し・行政指導に従わなければならない。
- 6.7. 出展者間又は出展者と来場者間における商談・契約内容等に関して主催者は一切の責任を負わない。
- 6.8. フェア開催中は、主催者が会場全般の整理・管理にあたるが、小間内の整理・管理には責任を負わないものとする。出展者は責任をもって自者小間内の運営・来場者の安全確保・出展物の管理を行うこと。また、出展物への保険等は、出展者の責任で行うこととする。

## 7. 損害責任

- 7.1. 出展者は、主催者から提示された本規約に違反した場合、又は違反していることが判明した場合、そのことが原因による主催者に生じた損害のすべてを主催者に対して賠償しなければならない。又、出展者及びその従業員・関係者等の過失による展示会場内及びその周辺の建築物・設備に対する損害はすべて出展者が賠償しなければならないものとする。
- 7.2. 主催者はいかなる場合においても、出展小間内並びに出展者及びその従業員・関係者等に関する盗難・紛失・損傷・天災等不可抗力による事故・傷害・損傷等に対し、一切の責任を負わないものとする。
- 7.3. 主催者は天災、地変その他不可抗力の原因等によりフェアを中止又は中断する

ことがある。この場合、主催者は支払うべき経費を支払った後、残金があった場合には、出展者が既に支払った出展料に応じて残金を出展者に払い戻すこととする。ただし、中止・中断によって生じた出展者及び関係者の損害は補償致しない。

7.4. 主催者は自然災害・交通機関の遅延・社会不安等によって生じた出展者及びその従業員・関係者等の損害は補償しない。

## **8. 個人情報の取り扱い**

8.1. 出展者はフェアを通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得をしなければならない。また、利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で活用し、特に第三者提供を行う場合は、必ず個人情報の情報主体から同意を受けなければならない。

8.2. 出展者はフェアを通じて取得した個人情報について、法律に定められた安全管理を遵守した適切な管理・運営をしなければならない。

8.3. 出展者はフェアを通じて取得した個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去、苦情の訴え等を受けた場合、法条例等を遵守した適法かつ適切な管理・運営をしなければならない。

8.4. 出展者がフェアを通じて取得・管理・運営する個人情報の情報主体又は情報主体と主張する者との間で紛争が生じた場合、両方で協議して当該紛争を解決すべきものとし、主催者はその際、一切の責任を負わないものとする。

## **9. その他**

9.1. フェアから生ずる紛争について訴訟を行う場合は、長崎地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

9.2. 主催者から提示された本規約に定めのない事項は、主催者の判断によるものとする。

9.3. フェアの運営上の言語は日本語を正式とし、費用の決済等は日本円で行うものとする。

**附 則** 本規約は、平成 28 年 9 月 21 日より制定、施行し、実行委員会の解散を持って廃止するものとする、